

岡山県北部終末期医療・緩和医療研究会会則

総 則

第一条(名称) 本研究会は岡山県北部終末期医療・緩和医療研究会と称する。

第二条(目的) 本研究会は終末期医療・緩和医療の研究を行ない、岡山県北部の終末期医療・緩和医療の充実と質の向上を図る。また会員機関ならびに会員相互の連携を目的とする。

第三条(構成) 本研究会は終末期医療・緩和医療の充実と質の向上を希求する医療関係者を中心に関連する者で組織される。

第四条(役員) 本研究会において以下の役員を置く。

代表世話人 一名

幹事 若干名

必要時 部会部長あるいは委員会委員長を置く

第五条(事務局) 本研究会の事務を処理するため事務局を設置する。

事務局を一般財団法人共愛会 芳野病院に置く。

第六条(開催) 本研究会は第二条の目的を達成するために原則として年三回開催する。また必要に応じ臨時会、部会あるいは委員会を開催する。

第七条(会費) 本研究会は会員から別に定める会費を研究会時に徴収する。

第八条(会議録) 本研究会の討議、決定事項は議事録に記録し幹事が報告および保管する。

付 則

本会則は幹事会により変更される。